

14年(平成26年)

7月24日(木)

宮崎

郵便番号 880-8570  
郵便振替口座 02080-8-10521  
©宮崎日日新聞社 2014年  
<http://www.the-miyanichi.co.jp/>

# ウナギ養殖業届け出制

年内にも  
政府導入

稚魚乱獲防止へ

政府は23日、ウナギの養殖業者に届け出制を導入する方針を固めた。年内にも政令で決定し、将来は許可制にする方向だ。養殖ウナギの生産量を適正化し、生息数が減っている稚魚のシラスウナギの乱獲防止につなげる。国際自然保護連合(IUCN)が二ホンウナギを絶滅危惧種に指定するなど資源保護の必要性が高まっていることもあり、対応を急ぐ。

河川や池での養殖業を規制する「内水面漁業振興法」が6月に国会で成立し、これまでなかつたウナギ養殖業への規制に乗り出す。

生産の国際的な管理の枠組みづくりの状況を踏まえながら、許可制に移行したい考えだ。

きめ細かく管理する社団法人を年内に設立する方針だ。両連合会に所属していない業者も、国内の養殖業者は本県のほか、愛知、静岡、鹿児島県などに約420を数える。全鰻連の村上貢美食長は「何としても適正なウナギ養殖業の運営をしないといけない」と強調している。

水産庁によると、国内の養殖業者も一定の理解を示している。各地の養鰻業者でつくる全国養鰻漁業協同組合連合会(熊本市)と日本養鰻漁業協同組合連合会(静岡市)は共同で、養殖を規制に乗り出す。

まず養殖業者に農相への届け出を義務付け、生産量などを実態を把握しやすくすと交渉を進めているウナギ

## 登録義務付け

条例はそれまで横行していたシラスウナギの密猟防止や資源保護を目的としたもの

で、現在は約40の業者が登録。県水産政策課は「登録制度の実施で県内における養殖状況は把握している。国への届け出制が導入されても、生産者への大きな影響はないのではないか」としている。